

宇部市障害者生活支援センター指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

宇部市健康福祉部 障害福祉課

目 次

1	施設の管理運営についての基本的な考え方	P. 1
2	施設の概要	P. 1
3	指定予定期間	P. 1
4	指定管理者が行う事業と業務	P. 1
5	指定管理者の指定及び協定の締結	P. 1
6	指定管理料	P. 2
7	指定管理候補者の選定について	P. 2
8	審査基準	P. 3
9	指定に関するスケジュール等	P. 4
10	応募資格	P. 5
11	応募書類等	P. 6
12	応募書類等の提出	P. 7
13	応募にあたっての留意事項	P. 7
14	その他	P. 8
15	添付資料及び様式	P. 9
16	問い合わせ先	P. 9

宇部市障害者生活支援センター指定管理者募集要項

1 施設の管理運営についての基本的な考え方

宇部市障害者生活支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者や障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、専門的な知識を持つ支援員（コーディネーター）を中心に、障害者に対する相談支援を実施することを目的とした施設です。

本市では、センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び宇部市障害者生活支援センター条例（平成 12 年条例第 42 号）第 3 条に基づき、指定管理者の候補者を次のとおり募集します。

2 施設の概要

名 称	宇部市障害者生活支援センター
所 在 地	宇部市鶴の島町 5 番 21 号
構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建
延 床 面 積	77.8 m ²
開 館	平成 12 年 12 月 1 日
設 備 、 備 品 等	付帯設備及び宇部市備品管理簿に記載のとおり

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、市議会の議決を経て正式決定となります。

指定期間内であっても法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 指定管理者が行う事業と業務

- (1) 宇部市障害者相談支援事業
- (2) 宇部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- (3) 宇部市重度身体障害者自立生活支援事業
- (4) 福祉総合相談対応事業
- (5) 地域共生社会の実現に資する事業
- (6) センターの施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (7) その他市長が必要と認める業務

※詳細は宇部市障害者生活支援センター指定管理業務仕様書を参照

5 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の選定にあたっては、宇部市健康福祉部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会において、申請された内容を審査し、その選定結果を基に決定した指定管理候補者（以下「候補者」という。）を指定管理者として市議会の議決を経て指定する。
- (3) 協定の内容は、指定管理者との協議を踏まえ、センターの管理に係る細目的事項、市が支払うべき指定管理料に関する次の事項とします。

- ① 指定管理者の指定の期間に関する事項
- ② 業務の内容と実施方法
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 施設内の器具その他の物件の所有権の帰属及び管理に関する事項
- ⑤ 業務の実施に伴い保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑥ 事業評価・事業報告に関する事項
- ⑦ 指定管理者の指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ⑨ その他市長が必要と認める事項

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が誠意をもって協議することとします。

6 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理者に対し、指定期間中に市が支払う指定管理料の上限額は次のとおりとし、指定期間の各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で、市と指定管理者の間で毎年度締結する「年度協定」で定めるものとします。

指定管理料上限額（5年間）： 金 102,812,600 円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 指定管理料の支払い等

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払い時期、方法については、指定管理者と協議の上、「年度協定」を締結して定めるものとします。

(3) 賃金水準及び物価水準変動への対応

指定管理者制度における指定管理料スライド制度（賃金水準や物価水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の増減を行う制度）を適用します。指定管理料のうち、本制度の対象となる経費（人件費、施設維持管理費、一般管理費及び事務管理費）については、制度の適用を前提として積算することとします。

なお、本制度の詳細については、「宇部市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照してください。

7 指定管理候補者の選定について

(1) 候補者の選定方法

候補者の選定は、提案内容について、選定委員会により審査、選定します。

なお、選定委員会は非公開とします。

(2) 選定委員会でのプレゼンテーションの実施

選定委員会では、各応募者による提案内容のプレゼンテーションを行います。

(3) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、候補者決定後速やかに発表し、応募者に対して通知します。

また、市ウェブサイトへの掲載等により公表します。

8 審査基準

審査項目	配点
(1) 施設の基本的な運営方針	小計 10 点
① 施設の設置目的や役割を踏まえた運営方針になっているか。	5 点
② 高齢者や障害者の雇用や活用に優れているか。	5 点
(2) 事業計画	小計 45 点
① 提案価格が妥当なものとなっているか。	5 点
② 相談事業の利用者の増加を図っているか。	5 点
③ 利用者のニーズや要望の把握に努めるとともに、サービス向上のために具体的な提案をしているか。	5 点
④ 管理運営費の縮減に努めているか。	5 点
⑤ 個人情報保護について、適切な運用が可能な事業計画となっているか。また、マニュアルが整備されているか。	5 点
⑥ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	5 点
⑦ 地域共生社会の実現に資する取組の提案がなされているか。	5 点
⑧ 省エネルギー廃棄物発生抑制など環境に配慮されているか。	5 点
⑨ 施設の安全管理や災害・事故等緊急時に対する危機管理が適切に行われる体制となっているか。	5 点
(3) 運営組織と体制	小計 30 点
① 開館時間以外の時間帯を含め対応できる体制が提案されているか。	5 点
② 人数や配置、専門職種等、運営に必要な職員数が確保されているか。	5 点
③ サービス向上を図るための職員の指導育成や研修体制は十分か。	5 点
④ 過去の活動実績等からみて、確実に事業を遂行できる能力を有しているか。	5 点
⑤ 事業計画実行のために必要な経費がすべて計上されており、収支・事業計画の整合性が図られ、実現可能で適切なものか。	5 点
⑥ 委託開始前の引継ぎや準備等について、体制・期間等は適切か。	5 点
(4) 財務関係	小計 10 点
① 現在の法人の財務状況は適正かつ健全か。	5 点
② 指定管理期間の予算について、必要な経費が計上され、かつ、単価計算、収支バランスが適切か。	5 点
(5) その他特筆すべき事項の記載があるか。	5 点
合 計	総計 100 点

実績評価による加点または減点

- ① 現在の指定管理者である団体が引き続き同一の公の施設の指定管理者について応募したときは、選考審査における当該団体の採点について、その業務実績の評価により、加点・減点する。
- ② 募集要項中の「審査基準」の項において、現在の指定管理者である団体のみに「外部評価委員会による実績評価」の審査項目が加えられ、採点される。

9 指定に関するスケジュール等

(1) 全体のスケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和8年8月20日(木)から9月25日(金)まで |
| ② 応募参加意向の確認 | 令和8年8月20日(木)から9月11日(金)まで |
| ③ 現地説明会の参加申込 | 令和8年8月20日(木)から8月27日(木)まで |
| ④ 現地説明会の実施 | 令和8年8月28日(金)午後2時から4時まで |
| ⑤ 質問の受付 | 令和8年8月20日(木)から9月2日(水)まで |
| ⑥ 申請提出期間 | 令和8年8月20日(木)から9月25日(金)まで |
| ⑦ 選定委員会 | 令和8年10月中旬 |
| ⑧ 候補者決定・公表 | 令和8年11月 |
| ⑨ 指定管理者の指定 | 令和8年12月 |
| ⑩ 指定管理者の引き継ぎ | 令和9年1月下旬 |
| ⑪ 指定管理者との基本協定締結 | 令和9年3月31日(水)まで |
| ⑫ 運営開始 | 令和9年4月1日(木) |

(2) 募集要項等の配布

- | | |
|--------|---|
| ① 配布期間 | 令和8年8月20日(木)から9月25日(金)まで |
| ② 配布時間 | 午前9時から午後4時30分まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く) |
| ③ 配布場所 | P.9 「16 問い合わせ先」に同じ |
| ④ 配布書類 | P.9 「15 添付資料及び様式」のとおり
(市ウェブサイトからもダウンロードできます) |

(3) 応募参加意向確認の受付

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ① 提出書類 | 団体概要書(様式第4号)
応募参加意向確認票(様式第10号) |
| ② 提出先 | P.9 「16 問い合わせ先」に同じ |
| ③ 申込期間 | 令和8年8月20日(木)から9月11日(金)まで |

(4) 現地説明会の実施

- | | |
|---------|---|
| ① 日 時 | 令和8年8月28日(金)午後2時から4時まで |
| ② 場 所 | 宇部市鶉の島町5番21号 宇部市障害者生活支援センター |
| ③ 申込方法 | 現地説明会参加申込書(様式第9号)を電子メール又はFAXにより提出
※ メールで提出する際の件名は「指定管理申請書関係書類」とすること。 |
| ④ 申 込 先 | P.9 「16 問い合わせ先」に同じ |
| ⑤ 申込期限 | 8月27日(木)午後4時30分まで
※ 説明会の参加人数は1団体2名までとします。 |

(5) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

質問は、応募参加意向確認票を提出した者のみ提出することができます。

- | | |
|---------|---|
| ① 受付期間 | 令和8年8月20日(木)から9月2日(水)まで |
| ② 受付方法 | 応募参加意向確認票により提出されたメールアドレスから指定管理者応募
質問票(様式第11号)を添付のうえメールにより提出すること。
※ メールで提出する際の件名は「指定管理申請書関係書類」とすること。 |
| ③ 提 出 先 | P.9 「16 問い合わせ先」に同じ |

- ④ 回答方法 質問および回答の内容については、質問の受付期間終了後、市ウェブサイト
で公開します。

ただし、質問者名は非公開とします。

(6) 応募書類の受付

P.7 「12 応募書類等の提出」に同じ

(7) 選定委員会

- ① 日 時 令和8年10月中旬
- ② 場 所 宇部市役所
- ③ 内 容 提案書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施
- ④ そ の 他 (3)応募参加意向確認の受付期間終了後、詳細は別途通知します。

(8) 候補者決定の公表

- ① 日 時 令和8年11月
- ② 方 法 等 選定委員会において決定し本選定の候補者となった応募者に、郵送にて速やかに通知します。また、審査結果は候補者の名称及び審査の得点を市ウェブサイト
で公表します。

(9) 指定管理者の指定

日 時 令和8年12月市議会の議決後、速やかに指定します。

(10) 引継ぎの開始

- ① 日 時 令和9年1月下旬から業務遂行に必要な一定水準のノウハウを習得するまで。
- ② 目 的 令和9年4月1日（木）から滞りなく事業を運営すること。
- ③ 内 容 関係業務の引継ぎ及び研修
- ④ 経費の負担 この期間内の担当職員の賃金等経費は候補者の負担とします。

(11) 指定管理者との基本協定締結

日 時 令和9年3月31日（水）まで

10 応募資格

指定管理者の応募は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

- (1) 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施が見込めること。

- (2) 法人であること。

※ 複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という）による応募も可と
します（代表構成団体が必要です）。

※ 同一応募者が複数の提案を行うことはできません。

※ 応募者は、他の応募団体の構成員になることはできません。

- (3) 法人の人員の数、資産の額、その他の経営の規模及び能力があること。

- (4) 宇部市内に拠点を置いている又は置こうとする法人であること

- (5) 施設の管理にあたっての資格、免許等必要な資格を有すること。

- (6) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合
を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ④ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 法第 92 条の 2 (議員の兼業禁止、第 142 条 (長の兼業禁止) (同条を準用する場合を含む。)) 又は第 180 条の 5 第 6 項 (委員の兼業禁止) の規定に抵触することとなる者
 - ⑥ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦ 国税、県税、市税 (個人市県民税を含む。) を滞納している者
 - ⑧ 政治団体、宗教団体
 - ⑨ 役員等 (応募しようとする者が法人であるときはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。以下「役員等」という。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) であると認められるとき
 - ⑩ 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ⑪ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (7) 暴力団又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でない法人等であること。

11 応募書類等

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書 (宇部市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則 (平成 17 年規則第 41 号) 第 2 条関係様式)
- ② 提案書類
 - ア 事業計画書 (様式第 1 号)
 - イ 収支予算書 (様式第 2 号)
 - ウ 誓約書 (様式第 3 号)
- ③ 事業者に関する書類
 - ア 団体概要書 (様式第 4 号)
 - イ 団体役員名簿 (様式第 5 号)
- ※ 共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類
 - ・ 共同事業体概要書 (様式第 6 号)
 - ・ 共同事業体結成協定書兼委任状 (様式第 7 号)
 - ・ 当該施設の管理運営の執行に当たり共同事業体における組織体制及び業務分担等を示す書類 (様式任意)
 - ・ 共同事業体連絡先一覧 (様式第 8 号)
- ウ 法人の定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書又は代表者の印鑑証明書
 - ・ 法人の場合は、現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類 (就業規則、給与規

定等)

エ 団体又は共同事業体の組織図（当該指定管理業務を行う担当者数・部署については明確に示すこと）（様式任意）

オ 団体及び団体の代表者の国税、県税、市税の滞納がないことを証する証明

カ 団体の活動実績（事業）報告書及び収支決算書（令和 5 年度から令和 7 年度）
（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録など）

キ 収支予算書（令和 8 年度）

ク 指定管理業務を行うにあたり必要な資格を有することを証明する書類

※共同事業体で応募する場合、③事業者に関する書類については、代表団体および構成団体すべてについて提出すること。

④ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数 正本 1 部及び副本 5 部（副本は複写可）

※事業計画書及び収支予算書については、電子データも電子メールで提出すること。

※データを電子メールで送付する際の件名は、「指定管理申請書関係書類」とすること。

12 応募書類等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 8 月 20 日（木）から 9 月 25 日（金）まで

（持参・郵送共に提出期間内に提出先に到着したものに限る。）

※持参の場合の受付時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 提出先

P.9 「16 問い合わせ先」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子メール、FAX での応募は不可）

(4) 作成要領

① 用紙サイズは A4 とすること。

② 様式番号の若い順から並べること。

③ 原本と写しのうち 1 部についてはファイル綴りとする。残りの写しについては、クリップ止め可。

④ 各書類にはページ数及び各書類がわかるようインデックスを付すること。

13 応募にあたっての留意事項

(1) 応募構成員の変更

共同事業体で応募の場合、代表団体の変更は認めないが、構成団体については協定締結前であれば資格・能力上の支障がないと市が判断した場合、変更を可能とします。

(2) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第 12 号）を提出すること。

(3) 費用負担

応募に関する費用の一切は応募者の負担とします。

(4) 提出書類の取扱

提出された申請書等の書類は、返却しません。また、応募に当たり市に提出された一切の書類は市の「公文書」に該当するため、応募者の権利その他正当な利益を害するもの等の非公開情報を除き、宇部市情報公開条例（平成12年条例第3号）の規定による公開の対象となります。

(5) 申請後の内容変更の禁止

申請書等の内容については、軽微なものを除き変更することはできません。

(6) 申請後の無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請が無効又は失格となる事があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などを守らなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部の記載がないとき。
- ③ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ その他審査を行ううえで不適当と選定委員会が認めたとき。
- ⑤ 募集要項に定める手続きを遵守しないとき。

14 その他

(1) 市議会の議決までの留意事項

市議会の議決を得るまでの間に候補者にすることが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。また、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合については、かかる業務及び管理及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 共同事業体が指定管理者になる場合

代表団体及び構成団体の役割を明記した契約を締結し、基本協定の締結までにその写しを市に提出してください。

(3) 候補者辞退等への措置

- ① 候補者が指定管理者として指定されない場合又は辞退した場合、市は、第2順位の応募者を指定管理者の候補として繰り上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。なお、第2位及び第3位順位としての権利は、候補者が指定され、その指定期間が開始する日をもって消滅します。
- ② 指定管理者の指定を受けた共同事業体に次のような変更があったときは、変更後の業務執行体制が変更前と同等の業務を行うことができるかについて、再度、選定委員会において審査し、その判断をする必要があります。さらに、変更後の団体について、再度の議会の議決を受ける必要があります。

ア 共同事業体の構成員の数の増減

イ 共同事業体が一の法人となった場合

ウ 法人格のない構成員が法人格を取得した場合など

(4) 協定締結後、事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとし、その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方いずれの責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ書面で通知することにより協定を解除することとします。その場合の損害賠償は、市と指定管理者の双方の間で発生しないものとします。

③ 指定期間満了前の取消しが行われた場合

指定管理者の指定期間満了前の指定の取消が行われた場合、その事由の如何に問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

④ 指定管理者の指定取消後の対応

指定開始日までに指定管理者の指定取消が発生した場合、選定委員会で得点次位の応募者と協定締結について協議を行うことがあります。

15 添付資料及び様式

- (1) 宇部市障害者生活支援センター指定管理業務仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書（宇部市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 41 号）第 2 条関係様式）
- (3) 事業計画書（様式第 1 号）
- (4) 収支予算書（様式第 2 号）
- (5) 誓約書（様式第 3 号）
- (6) 団体概要書（様式第 4 号）
- (7) 団体役員名簿（様式第 5 号）
- (8) 共同事業体概要書（様式第 6 号）
- (9) 共同事業体結成協定書兼委任状（様式第 7 号）
- (10) 共同事業体連絡先一覧（様式第 8 号）
- (11) 現地説明会参加申込書（様式第 9 号）
- (12) 応募参加意向確認票（様式第 10 号）
- (13) 指定管理者応募質問票（様式第 11 号）
- (14) 辞退届（様式第 12 号）

16 問い合わせ先

宇部市健康福祉部 障害福祉課 支援係 担当：松永

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号 電話：0836-34-8523 FAX：0836-22-6052

メールアドレス：syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

※メールの件名は「指定管理申請書関係書類」としてください。